

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年1月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第1号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成15年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>ア～ソ 略</p> <p><u>タ 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路及び当該高速道路と連結して設置される施設で当該高速道路の通行者の利便に供するための休憩所、給油所その他のもの</u></p> <p>(4)～(6) 略</p>	<p>(協議を要しない土地開発行為)</p> <p>第3条 条例第16条第2項第4号の規則で定める土地開発行為は、次に掲げる土地開発行為とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次に掲げる施設を設置するために行われる土地開発行為</p> <p>ア～ソ 略</p> <p>(4)～(6) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。